

新 旧 対 照 表

第4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条の5《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>(廃止)</p>	<p>第11条の5《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p><u>(震災特例法第11条の5第2項の規定と第3項の規定との関係)</u></p> <p><u>11の5-2 被災市街地復興特別措置法第8条第3項《土地の買取り等》の規定により土地が買取られる場合において、当該土地が特定住宅被災市町村の区域内にあり、かつ、当該土地の買取りが、平成23年12月14日から令和8年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用(震災特例法第11条の5第2項各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。)に供するためにこれらの者のうちいずれかの者によって行われるものに該当するときは、当該土地の買取りについては震災特例法第11条の5第2項の規定が適用され、同条第3項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>